

邑楽町パブリックコメント募集結果報告書

件名		邑楽町所有者不明土地対策計画（案）
募集期間		令和8年1月13日（火）～令和8年2月13日（金）
結果	提出者数	1人
	意見数	1件
	提出方法内訳	郵送0件・ファクシミリ0件・電子メール1件・直接0件
意見等の概要と実施機関の考え方		
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方
1	地域福利増進事業により宗教施設等が整備されることはないか	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第2条第3項に規定される地域福利増進事業には、「宗教施設」は含まれておらず、同様の施設を本制度により整備することは可能でないと考えます。
2	地域福利増進事業により再生エネルギー発電設備等が整備されることを規制すべきではないか	国土交通省が示す「地域福利増進事業ガイドライン」では「発電した電気の全部又は一部を公共施設や地域住民の住居等に供給する事業」や「発電した電気の供給又は売電による収入の活用により、地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図る取組を実施する事業」については、地域福利増進事業として認められるとされているところです。 また、当町以外の事業実施主体が実施する地域福利増進事業に対する町の関与については、町は事業実施の裁定権者である群馬県知事に対し意見提言を行うというものであり、規制を行う権限は有しておりません。 町としましては、事業内容を十分精査したうえで、群馬県知事に対しての意見提言を実施してまいります。
3	計画期間が5年とあるが、社会情勢に対応するために2年程度にすべきでないか	当町における最上位計画である総合計画や関連性の高い空家等対策計画等との整合性や政策の継続性を担保するため、計画期間を5年としています。 定期的な見直しは5年ごとに行いますが、必要に応じ適宜の計画見直しも検討してまいります。
素案修正概要		
変更前	変更後	変更理由

問合先 : 建設環境課・住宅政策係宛

電話番号 : 0276-47-5031

ファクシミリ : 0276-88-3247

電子メール : constr-env@swan.town.ora.gunma.jp